

議案第16号

上尾市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月30日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

上尾市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則

上尾市社会教育委員会議運営規則（平成26年上尾市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「上尾市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」を「議長」に改める。

第5条中「教育長が」を「議長が会議に諮って」に改める。

附 則

1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

（経過措置）

2 改正法附則第2条第1項の場合においては、改正後の上尾市社会教育委員会議運営規則の規定は適用せず、改正前の上尾市社会教育委員会議運営規則の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

社会教育法の一部改正に伴い所要の改正を行いたいので、この案を提出する。